

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
その翌日
がとる日
の翌日)

目 次

◇ 条 例
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

◇ 規 則
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◇ 告 示
字の区域の新設等

保険医の登録

飼料の試験の結果の概要

土地改良事業計画の適否の決定(二件)

土地改良事業の認可(二件)

県営土地改良事業の工事の完了

鳥獣保護区の設定に係る公聴会の開催

麻の指定の一部改正

条 例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十七年七月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十六号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第六号及び第七号中「五万五千元」を「八万七千元」に改め、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八 他の公営住宅の入居者が世帯構成に異動があつたことにより当該県営住宅に入居することが適切であること。

第五条第二号中「五万五千元」を「八万七千元」に、「九万五千元」を「十四万千元」に改める。

第十九条第三項中「九万五千元」を「十四万千元」に、「五万五千元」を「八万七千元」に改める。

第十九条の二第一項中「十八万六千元」を「二十二万六千元」に改める。

第二十一条第二項の表中「九万五千円」を「十四万千円」に、「十二万六千円」を「十七万八千円」に、「五万五千円」を「八万七千円」に改める。

附則第四項中「九万五千円」を「十四万千円」に改める。

附則第五項中「五万五千円」を「八万七千円」に改める。

附則第六項を次のように改める。

6 当分の間、第十九条第三項中「十四万千円」とあるのは「十五万三千円」と、「八万七千円」とあるのは「九万五千円」とし、第二十一条第二項の表中「十四万千円」とあるのは「十五万三千円」と、「八万七千円」とあるのは「九万五千円」とする。

附則第七項を削り、附則第八項を附則第七項とする。

附 則

1 この条例は、昭和五十七年八月一日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に県営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応じて入居の申込みをした者に係る鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第五条第二号に規定する収入の基準については、改正後の条例第五条第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。条例第四条に規定する事由がある場合において、施行日前に県営住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該県営住宅の入居の申込みをした者に係る条例第五条第二号に規定する収入の基準についても、同様とする。

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

昭和五十七年七月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十七号

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条 例

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和四十三年三月鳥取県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項及び第五条第二号中「十八万六千円」を「二十二万六千円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十七年八月一日から施行する。

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年七月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十一号

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「及び第七号」を「第七号及び第八号」に改め、同項第四号中「第四条第八号」を「第四条第九号」に改め、同条第四項中「、第二号」を「から第三号まで」に改める。

別表の第一種県管住宅の表中

皆生 第三	一五、六〇〇円	皆生 第三	八、一〇〇円
皆生 第四	一五、六〇〇円	皆生 第四	五、〇〇〇円
湖山町 第一	一三、二〇〇円	湖山町 第一	住吉 第一
住吉 第一	一三、八〇〇円	住吉 第一	

湖山町 第四 七、〇〇〇円 を 湖山町 第四

一三、二〇〇円 に、 東浜 第一 七、三〇〇円 を

東浜 第一 一四、九〇〇円 に、 東浜 第三

七、六〇〇円 を 東浜 第三 一四、九〇〇円 に、 誠

道 第二 七、八〇〇円 を 誠道 第二 一三、

三〇〇円 に、 誠道 第三 七、八〇〇円 を 誠道 第三

第二十五号及び第二十六号の住宅から第二十七号までの住宅 一四、九〇〇円 に改める。 七、八〇〇円

別表の第二種県管住宅の表中 湖山町 第二 五、四〇〇円

を 湖山町 第二 一〇、一〇〇円 に、

住吉 第二 住吉 第三

誠道第四 六、一〇〇円	六、一〇〇円	一〇、八〇〇円 六、一〇〇円	誠道第四 第四十九号から第五十四号までの住宅 第三十七号から第四十八号までの住宅	住吉第二 一〇、九〇〇円 一〇、三〇〇円 六、八〇〇円
----------------	--------	-------------------	--	--------------------------------------

を

住吉第三 第一号、第二号、第四号及び第五号の住宅 第三号及び第六号の住宅	住吉第二 第一号、第二号、第四号及び第五号の住宅 第三号及び第六号の住宅
--	--

を

様式第一号及び様式第二号中
 矢戸字又は荒神
 を
 矢戸字

、荒神又は荒神
 に改める。

様式第七号の別記諸条項の四のへ中「十八万六千円」を「二十二万六千円」に改める。

様式第二十三号から様式第二十六号までの規定中
 矢戸字又は荒神
 を
 老母者、荒神又は荒神
 に改める。

附 則

この規則は、昭和五十七年八月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第七百二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、日南町長から次のとおり字の区域を新たに画し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設及び廃止は、昭和五十七年八月一日からその効力を生ずる。

昭和五十七年七月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称	同上の区域	
矢戸字荒神ノ上	矢戸字皮屋荒神ノ上	
矢戸字荒神	矢戸字皮屋荒神	
福寿実字上矢入下タ	福寿実字鉢屋田下タ	
福寿実字上矢入	福寿実字鉢屋田	
廃止する字の名称	矢戸字皮屋荒神ノ上、矢戸字皮屋荒神、福寿実字鉢屋田下タ及び福寿実字鉢屋田	

鳥取県告示第七百二十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十七年七月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
中村 衡 蔵	鳥医第二、七八九号	昭和五十七年六月三十日
葉狩 良 孝	鳥医第二、七九〇号	〃
石原 政 彦	鳥医第二、七九一号	〃

鳥取県告示第七百二十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十七年六月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和五十七年七月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月 日	試 験 結 果 の 概 要																
				粗たん	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシ	リン	揮発性	水性	ペ	D	C	P	T	D	N	M	E
境港市 北陽油脂株式会社	境港市渡町西柳川1119 北陽油脂株式会社	シートボンニール フエザーミール	57.6 57.6	51.0			32.6												0.30	
			57.6	83.2			3.0													

注 1 飼料の名称の欄中「○」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示す。

鳥取県告示第七百二十七号

昭和五十七年六月三日付けで北条町から申請のあつた土地改良（船渡地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年七月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年七月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百二十八号

昭和五十七年六月一日付けで羽合町から申請のあつた土地改良（明圓地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年七月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年七月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

羽合町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百二十九号

日南町から申請のあつた町営土地改良（福万来地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年七月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年七月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百三十号

関金町から申請のあつた町営土地改良(宮原地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年七月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年七月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百三十一号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の二第三項の規定により告示する。

昭和五十七年七月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営関金地区ほ場整備事業	昭和五十七年三月二十日

鳥取県告示第七百三十二号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノ八第

四項において準用する同法第一条ノ四第五項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第八号)第四十八条第一項の規定により告示する。

昭和五十七年七月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 日時 昭和五十七年八月十七日 十三時三十分から
- 二 場所 八頭郡若桜町大字若桜八〇一一五
若桜町役場二階会議室
- 三 案件 鳥獣保護区を次のとおり設定することについて

名 称	位 置
氷ノ山鳥獣保護区	八頭郡若桜町大字春米、大字茗荷谷、大字瀬見、大字小舟及び大字落折地区

鳥取県告示第七百三十三号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一十号(麻かいの指定について)の一部を次のように改正し、昭和五十七年七月二十六日から施行する。

昭和五十七年七月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「鳥取県米子都市開発事務所 米子市久米町七」を「鳥取県米子都市開発事務所 米子市東町九七」に改める。